

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	過大支払利子税制における保険負債利子の取扱いに係る所要の措置等	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <li style="padding-left: 20px;">過大支払利子税制 ・ 特例措置の内容 <p>保険会社において認識される保険負債利子のうち、その受領者において、我が国で課税対象所得に含まれるか否かの判断ができないものや課税対象所得に含まれる支払利子の額の算定が困難なものについて取扱いを明確にするなど、過大支払利子税制に係る所要の措置を講じること。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>過大支払利子税制の取扱いについて、金融機関の取引の実態に応じた明確化を目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成31年度税制改正で過大支払利子税制の見直しが行われ、第三者に対するものを含む金融機関の取引に係る支払利子等の全てが、その対象とされた。</p> <p>金融機関が行う取引のうち、過大支払利子税制における取扱いが不明確なものがある。過大支払利子税制が租税回避防止規定であるところの趣旨に鑑みた措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	政策の達成目標	金融機関の取引の実態を踏まえた過大支払利子税制の取扱いとすること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	金融機関に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	実務的な取扱いを明らかにすることで、過大支払利子税制の制度趣旨と金融機関の取引の実態に見合った税制となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、過大支払利子税制と金融機関の取引の実態との間に生じた不合理を解消するためのものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。